

特集2 炎の塔竣工に寄せて





学生研究棟「炎の塔」竣工式挨拶

中央大学法曹会幹事長

松 家 里 明

ただ今ご紹介いただきました中央大学法曹会の幹事長を勤めております松家里明でございます。

本日この「炎の塔」落成竣工式を迎えることができましたのは、多くの方々がこの「炎の塔」建設のためにご努力、ご尽力していただいたお陰であります。

この「炎の塔」の建設にご支援、ご協力いただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。

私は平成八年五月の内海先生が理事長の時から平成一四年五月まで六年間中央大学の理事を勤めさせていただきました。

内海理事長の時に中央大学の第二次総合企画計画案が理事会に提出されましたが、国家試験対策たるものは全くありませんでした。そこで私は今国家試験対策を考えなければ、合格者の減少を防ぎ止めることができない。多摩キャンパスにこの国家試験のための研究棟を建てなくてはならない、とたびたび

理事会で力説しました。当初は、国家試験受験のために、未公認団体のために、大学が研究棟を建てるのはいかなものか、というような意見が多数ありました。しかし、法職講座運営委員会の学生研究室は、三、四年生の研究室と、一、二年生の研究室とはフロアーを異にしており、学研連の研究室は老朽化しており、経理研究所は学生研究室をもっていないと、こういうような事実が判ってまいりました。私は一〇年度の学研連委員長に就任しましたので、七月にこの多摩校地において学研連委員会を初めて開き、法職の研究室を含めて各研究室から二人以上の室員に出席を求めてどうすれば司法試験の合格者を増加することができるか、何が問題であるか等について学生諸君の意見を集めました。

また九月にはレック、東京リーガルマインドの学院長であられる反町先生にお見えいただきまして司法試験の受験の指導と対策についてお話を承りました。

その結果私は、この広いキャンパスに散らばっている国家試験を受けようとする学生を一棟に集めて、そして大学が強力な指導体制を作らなければこの国家試験合格者数の減少傾向を止められないと考えたのであります。

そこで私は、学研連委員会及び法曹会の会員に訴えました。「かつて駿河台に校舎があったころ校庭のそこかしこで、喫茶店でも、食堂でも、銭湯の中でも法律論争をする学生で一杯であった。それは大学が指導しなくても学生自らの意思で、力で国家試験に向かっていった。これはまさに熱核反応であった。中央大学は今多摩校地にこの熱核反応がおこるような設備をする必要がある。我々は大学と協力して学生が自らの意思で国家試験に立ち向かう燃える「炎の塔」をつくらうではありませんか。」と。

その結果皆さんの全員一致のご賛同をいただきましたので平成一年四月二七日要望書を高木理事長職務代行に提出致しました。理事会は、この要望に基づいてオフキャンパスという名称で大学が緊急に建てる予定の建物の一つに決定しました。

その後、平成一年五月から発足しました阿部理事長のもとで、このオフキャンパスの建設を中大一二五周年募金活動の事業対象目的に加えていただきました。

更に、阿部理事長は、岡田錫淵先生が「司法試験合格者増加のために」とご寄付されました二億七五〇〇万円をこのオフキャンパス建設の定礎的資金にすると決められ、その建物の名称も学生研究棟「炎の塔」と定められようやくこの建物を建築できる運びとなったのであります。

「炎の塔」の建設場所については、学研連の会員にご検討をお願いしました結果、現在の場所に建設されることになりました。

次に、設計の方式については理事会で議論の結果、弁護士会の会館を建てたプロポーザル方式で行うことになり、上位一〇社の設計会社に参加をとめました。弁護士会館は、佐藤総合計画の大野設計部長が設計されたものであり、私は、当時第一東京弁護士会の建設委員会の委員をしていましたので大野設計部長をよく知っていました。或る日大野設計部長が私の事務所に来られまして、「どういうイメージでこの建物の外観を考えたらいいのだろうか。」と質問を受けました。私はすかさず「駿河台にあった中大の図書館のイメージでパスをつくれればおそらくこの審査にあたる審査員の琴線に触れるだろう」と申したのであります。

大野部長は、理事会内のオフィキャンパス小委員会に旧図書館の雰囲気を持った設計案を提案されたのであります。小委員会の委員の投票、及びオブザーバーを含めた全員の投票でも第一位となり、佐藤総合計画に設計を依頼することになりました。

「炎の塔」には、大きな時計とステンドグラスがありますが、これは当初のパスにはありませんでした。私は、理事会内小委員会で駿河台記念館の時計を付けたいという提案を致しましたが古い時計は処分してありませんでした。

「炎の塔」の建設会社は、鹿島建設に決まりましたが、理事会内小委員会では時計を寄付して貰えるのであれば付けても良いということになりました。たまたま運よく鹿島建設の「炎の塔」建設担当の副社長（代表取締役）である徳永義文君は高松の中学、高校六年間の同級生ですから、私が「炎の塔」の「モニメント」という意味で時計を寄付して欲しい」と頼みました。鹿島建設のご寄付によりあの時計ができました。

理事会内小委員会で、時計の話が出た時に管財部の古賀さんから、旧図書館の階段室の天窓に嵌め込まれていたステンドグラスは保存していると教えられたので、これを「炎の塔」の正面上部に取り付けることになりました。

「炎の塔」について一〇〇万以上の高額寄付を申込まれた方についてご芳名を刻して顕彰することになりましたが、今後ご寄付された方のお名前を後から追加で刻むことができる方法を佐藤総合計画の大野設計部長にお考えいただきましたところ、石張りの建物の石を張る要領で取り外すことができる黒御

影石に刻名する事になりました。そして寄付者のご芳名の前に阿部理事長の筆で「炎の塔」由来を書いていただきました。

問題は建物ができたからといって国家試験の合格者が増えるわけではございません。これからの指導をどうするかでございます。

大学では多摩学生研究棟運営委員会を設置し、同委員会の下に現行司法試験対策特別委員会、ロースクール進学対策特別委員会が設置され指導体制が整いました。しかし更にもうひとつ必要なものがございません。

それは「情熱」でございます。

どうか学生に燃えるような炎の情熱を持つという前に我々OBが燃えなければいけないのではないのでしょうか。皆さんご協力をお願い致します。

(平成一四年七月一五日竣工式直会にて)

平成一年四月二七日

要望書

中央大学法曹会

幹事長 田宮 甫

中央大学学術研究団体連合会

委員長 松家里 明

学校法人中央大学

理事 長
職務代行 高木 友之助 殿

要望の趣旨

我々は、母校中央大学の司法試験第二次試験、公認会計士第二次試験等の合格者数の激減を早急にくい止め、且つかつての本学の名声を回復するために次の事項を要望します。

一、本学の多摩キャンパスに司法試験等の国家試験受験研究室、その他の諸施設を揃えた国家試験対応のための建物を建設すること。

二、駿河台記念館に、国家試験受験諸施設の拡充を、駿河台記念館での拡充が困難であれば東京都新宿区市谷本村町四二番地に取得するキャンパスに、国家試験受験研究室等の諸施設を設置されること。

要望に至った理由

一、我が母校中央大学は昭和二六年から昭和四五年までの二〇年間司法試験第二次試験の合格者数が全国一であったばかりでなく、当時は公認会計士試験第二次試験、弁理士試験等においても長年合格者数全国第一位を誇り、全国の高校生の憧れの大学でありました。

それがここ数年、司法試験も公認会計士試験も全体の合格者数が増加しているにもかかわらず、本学の合格者数が激減しているのであります。

司法試験第二次試験

年 度	全合格者数	一位大学 合格者数	本学合格者数	順 位
平成七年	七三八	一六六	八七	三
八 年	七三四	一八一	五七	五
		東 大	東 大	

公認會計士二次試験

年 度 全合格者数

一位大学
合格者数

本学合格者数

順位

九年 七四六 一八八 七六 四

東大

一〇年 八一二 二二三 六八 五

東大

平成七年 七二二 一三四 四一 三

早稲田

八年 六七二 一一五 三九 三

慶応

九年 六七三 一一五 三八 三

慶応

一〇年 六七二 一一九 三四 三

慶応

中央大学法曹会及び学研連出身の学員ばかりでなく全国の多くの学員は、本学出身者の各種国家試験の合格者数の減少が、本学学生为国家試験受験者の減少を招き、そうして国家試験の資格を取って法曹界その他の専門職を目指すとする学生が減少し、よって入学して来る学生の質の低下をもたらすのではないかと危惧しているのであります。

このようになった原因の一つに本学が都心から遠い八王子の多摩丘陵に移転したことであるとして、法学部の部分的都心回帰論が多く、の学員から語られるようになりました。しかし、法学部の都心回帰の実現は財源上も法令上も容易なことではなく、都心回帰問題を議論している間に月日が流れ、その間に現状以上に各種国家試験合格者数が減少する虞があります。

従ってこの現状を打開するためには早急に実現可能な国家試験対策を考え、実行するしかないと考えるのであります。

二、そこで、その対策を考えるために平成一〇年七月二五日多摩校地にて初めて学研連委員会を開催し、学研連の六研究室及び法職講座の二研究室から各二名宛の室員の出席を求めて室員の意見を聞いたところ、次のような点に問題があることが判明しました。

(1) 法職の研究室では、一・二年生の研究室と三・四年生の研究室が階層を異にしているので上級生との交流がない。多摩に法職の卒業生が在室できる研究室がない。

(2) 法職の研究室と学研連の研究室は遠く離れている。

(3) 法職の研究室も学研連の研究室も先輩達が駿河台の研究室に移っているので、実力のある先輩

と一緒に勉強できない。

(4) 実力のある先輩を駿河台から来てもらうことができない。合格者を多摩に呼ぶことも困難である。

(5) 多摩の学研連研究室の環境が悪い。冷房がない。冷房がないから夏は研究室に来なくなる。窓を開けると騒音で勉強が出来ない。

(6) 多摩の学研連研究室の室員登室率が大変悪い。研究室に入っても図書館で勉強したり、予備校で勉強したりするので研究室に常時在室しない。従って研究室で討論する機会が少ない。

(7) 多摩の学研連研究室では緊張感がなくなってきた。サークル棟が近くにあることも影響してサークルのようになっていく。

(8) 研究室で予備校を中心に勉強する者は他の室員と情報の交流をしない。

(9) 多摩研究室で身近に合格する先輩の背中を見ることがなくなってきた。

三、更に学研連では平成一〇年九月一六日の学研連委員会に東京リーガルマインド（LEC）の学院長であられる反町勝夫先生をお招きしてお話を伺った。その要旨は次のとおりであります。

(1) 法律の知識をいかに日本語の論理に乗せて答案を書くかという文章を書く訓練をさせること。

(2) 法律の論理に乗せて答案を書くためには、学者の体系書では役に立たない。なぜなら、学者の体系書は全て説明中心に書かれている。論理を書いているのでない。論理は筋道を示すもので説

明文ではない。

(3) 答案という限られた書面には、学者の説明文を書くことは量が多すぎて書けない。従ってLE Cでは独自のテキストを作成し、資料をとりそろえ手取り足取り指導している。

(4) 答案については、一般的な合格答案のモデルを作って暗記させる。

問題については論証を要約したブロックカードをつける。

本試験、模擬試験の全問題について回答例を作り、論拠をうけて解説している。

(5) 入門講座↓論文基礎講座↓答案講習会というカリキュラムで統一的に指導している。

四、今の多摩の学研連研究室は、我々が在室した頃の研究室のように室員が統一した勉強をしていないのであります。各室員がバラバラに勉強しているのであります。その研究室も分散しています。そのうえ、登室率が悪く、しかも実力ある先輩の室員が多摩に少ないということでもあります。従って質問や法律論争をしようにも出来ない状態になっているのであります。と言うことは、国家試験を受ける学生達のエネルギーが拡散してしまっているということでもあります。

更に悪いことに、昨今の択一試験の問題は、各研究室はもとより法職委員会でも問題を作ることが困難となっているので択一試験の模試は予備校に行くか、予備校の資料を貰うかなければならないのが現状であります。

司法試験合格者数が全国一位であった頃の本学における受験生の国家試験に対する情熱は大変な高ぶりようでありました。

当時は、研究室内はもとより校庭のあちらこちらで、喫茶店で大学近くの銭湯で、国電の中でも

法律論争を聞かない所、聞かない日は無かったのであります。

平成十一年一月二十四日付読売新聞の「編集手帳」に大学受験予備校関係者との話として、予備校の自習室が大盛況で今や予備校全体で十数室三千人収容の規模になり、夜何時まで空いているとか、日曜も使えるかなどを競っているというのであり、その理由は、「人が頑張っている姿を見て励みに」なるからということであります。

五、公認会計士試験等の合格者の減少も前途の司法試験合格者数の減少の原因と同様であろうと考えられます。そこで各種国家試験の合格者の減少をくい止め、増加させるために緊急に次のことを行うことが必要であります。

第一、国家試験を志す学生達の研究室を設備のよい一つの建物にまとめて勉強に専念できるようにし、

第二、法職と学研連は今以上に協力して統一的な指導方法を確立すること。

第三、学研連の合格者数が減少した結果、各研究室の独自の指導が困難となって来ているので学研連の各研究室が協力して統一的なカリキュラムを作って指導すること。

第四、ゼミ室、講義室、談話室、事務室等を設け、ビデオ、パソコン等を使用して指導、研究が一つの建物の中で行えるようにすること。

国家試験受験に情熱のある学生達を一つの建物に集め、法職講座中心、学研連合同指導中心等の二、三の基本メニューを作り、受験予備校の協力が必要な択一試験等については協力講座を設ける

等して学生達の情熱を集中させ、互いの情熱を掻立てさせて、いわば自らの情熱による熱核反応を起こさせ、それに国家試験合格に熱のある大学の先生方のご協力を得て国家試験対策を立てて、実行することが急務であります。

よって学生が自らの意思で国家試験に立ち向かう燃える炎の塔を作ることを要望致します。

六、国家試験対策は、二年生、三年生の在学生を対象として行う必要がありますので多摩校地又はその隣接地に建設されることを要望します。

国家試験受験対策は、できるだけエネルギーを分散しないために一ヶ所で行うべきであります。本学の多摩校地は都心から遠く離れており、国家試験を受験している卒業生の多くは都心に居住又は勤務していることから駿河台記念館における諸施設の拡充をお願い致します。

駿河台記念館での拡充が困難ということであれば新しく求められた市谷のキャンパス内に十分な国家試験対応の諸施設を設けられることを要望します。

以上



「炎の塔」竣工から利用開始 そして銘板顕彰に至るまで

学校法人中央大学常任理事

三宅 邦彦

一 はじめに

小生、「中大法曹会創立五〇周年記念誌」に『「炎の塔」の建設着工に至るまで」と題して、建設構想から竣工式直前に至る経緯について一文（同誌一九六頁参照）を掲載する機会に恵まれたが、本誌の中央大学法曹の歩みを刻む史誌としての重要性に鑑みて、本稿においては、その後の経緯について、学校法人中央大学理事会が関わった主な点の概要に記することとする。最後に若干の所信を述べ、ご理解を賜りたい。

因みに、「炎の塔」の竣工は、本学創立一二五周年記念事業の一環であるキャンパス整備計画の完成

第一号に当たるものである。

二 定礎式の挙行について

「炎の塔」の定礎式は、平成一四年七月一五日（月・大安）、晴天の下、当日挙行される竣工式に先立ち、午前一〇時から「炎の塔」正面広場に設置された高額寄付者を顕彰するための「銘板」前にいて、祭主地元熊野神社井上良夫宮司により滞りなく執り行われた。

除幕と斉槌は、施主である学校法人中央大学阿部三郎理事長と中央大学鈴木康司学長の両氏によって行われた。

出席者は、学内関係者、施工業者とごく限られた方々であったが、特に、中央大学法曹会から、松家里明幹事長のご出席を頂いた。

三 竣工式の挙行について

「炎の塔」の竣工式は、平成一四年七月一五日、午前一一時から「炎の塔」二階法職学生研究室予定施設において、祭主地元熊野神社井上良夫宮司により滞りなく執り行われた。

玉串奉奠者には、学内関係者・設計業者・施工業者のほかに、中央大学法曹会幹事長松家里明氏に加

わっていただいた。

出席者は、阿部三郎理事長以下大学役員・鈴木康司学長以下学部長・法職講座運営委員会・通信教育部・経理研究所・中央大学法曹会・中央大学公認会計士会・中央大学学術研究団体連合会（学研連）地元自治会・一二五周年記念事業寄付募金「炎の塔」指定寄付高額寄付者（五〇万円以上）・設計業者・施工業者等一五〇人の多きに及んだ。

竣工式ののち、出席者には、施設の内覧をして頂いた。

出席者一同、神田駿河台時代の旧図書館正面のフォルムを模した建物正面の設計、正面玄関からエントランスホールを経て真っ直ぐに延びる木の板による幅広の階段、床に絨毯をひいた学生研究室、緑豊かなサンクガーデンと明るい談話室、清潔なトイレ等、更には、オールシーズン完全空調、防音、照明、ITネットワーク、植栽等ゆとりと潤いに満ちた快適な勉学環境に眼を見張っておられた。

その後、一号館一四〇六号室において、直会が開催され、冒頭、阿部三郎理事長から「炎の塔」建設のために、高額な寄付金を寄せられた方々に感謝の弁が述べられ、次いで、「『炎の塔』は、先輩が後輩を指導するという本学の良き伝統を表現したものである。『炎の塔』から、私の提唱する『世界のなかでも存在感のある大学』の卒業生として、国内だけでなく国際社会においても存在感があり、活躍できる人材に育ってほしいと念願いたします。」と挨拶された。鈴木康司学長は、「この『炎の塔』は、国家試験に対する情熱を表す『炎』でもあり、学問の実地応用を目指す『炎』でもあります。」と挨拶された。

また、来賓代表として、中央大学法曹会幹事長松家里明先生から概略次のような祝辞を頂戴した。

「私は、一九九六年五月から本年五月まで本学の理事を努めました。が、理事就任当初から各種国家試験合格者の減少傾向を食い止めるためには、国家試験を目指す炎のような情熱を持った学生を一棟に集めることのできる施設をつくらなければならないと訴え、その後、多くの関係者と協議を重ねました。

さまざまな難問を解決し、ここに『炎の塔』が竣工しましたことは、誠に喜びに耐えません。」

特記すべきことは、この日、『炎の塔』建設のために高額な寄付をされた中央大学韓国同窓会趙 在衡会長をはじめ、李明植前会長、李秉武幹事長等が遙々海を越えて出席されたことである。そして、李秉武幹事長は、壇上より「母校が司試験合格者一番になってもらいたい。今回私どもは、母校に対する報恩の念で寄付をしました。近くて遠いといわれる韓国と日本が母校を通じて近くて近い両国になることを願い母校を訪ねました。」と挨拶され盛大な拍手に包まれた（この項、中央大学学員時報二〇〇二・七・二五第四一〇号記事一部修正引用）。

貨幣価値の違いがあるとは言え、日本円で二〇〇万円という寄付額は、韓国ソウルでは、マンション一戸が購える金額であることを思えば、韓国同窓生の母校への思い入れがいかにかなりなものか感銘を覚えざるにはいられない。

四 多摩学生研究棟運営委員会規程の制定について

『炎の塔』の建設工事が着工され、その実現が確実となり、『炎の塔』に入居する機関・団体・学生の範囲が確定されれば、次の問題は、『炎の塔』の発展的継続性を維持するための管理運営をいかにすべきか、その責任体制をいかにすべきかにある。

そこで、理事会は、平成一四年四月二二日（月）開催の理事会において、「多摩学生研究棟運営委員会規程の制定について」を審議可決し、同年五月一日施行した。

この規程の目的とするところは、「中央大学の在学生及び卒業生のうち、国家試験の合格を目指し、多摩学生研究棟において学修する者に対し、必要な施設・設備を整備し、及び効率的な受験指導その他の支援体制を構築すること（第一条）にあり、その目的を達成するために「学校法人中央大学に多摩学生研究棟運営委員会を置く（第二条）」こととした。

運営委員会の構成は、次のとおりであり（第三条）、運営委員長は、①の常任理事をもって充て、理事長が委嘱するものとした（第四条）

- ① 学事・総務を担当する常任理事
- ② 法学部長
- ③ 通信教育部長

④ 商学部長

⑤ 経理研究所長

⑥ 第七条に定める特別委員会の委員長

⑦ 中央大学学員会法曹会支部が推薦する者 一人

⑧ 中央大学学術研究団体連合会が推薦する者 一人

⑨ 中央大学学員会公認会計士会支部が推薦する者 一人

⑩ その他理事長が推薦する者 若干人

また、運営委員会の審議事項は、次のとおりである（第六条）。

① 施設・設備の運営に関する事項

② 受験指導その他必要な支援体制に関する事項

更に、「多摩学生研究棟を利用する団体は、その利用に当たって、委員会の施設運営に関する決定に従わなければならない（第六条第二項）。」こととした。

加えて、運営委員会に各国家試験ごとに「特別委員会」を設置する権限（第七条）と施設の使用基準等必要な細目を決定する権限を付与した（第八条）。

なお、理事会は、公認会計士試験の指導体制については、従来の経緯と実績を勘案し、当面、経理研究所が行う指導体制に基づくこととした。

「多摩学生研究棟運営委員会規程」が理事会の議決のもとに制定された意義については、後述するこ

ととするが、ここでは、『炎の塔』は、学校法人中央大学が「法曹会」・「学研連」等の協力を得て責任をもって運営する施設であること、施設利用者に「中央大学卒業生」を認めたこと、受験指導を含む施設の運営に係る予算申請権を認めること等が理事会の名において公式に決定したものであることを強調したい。

「多摩学生研究棟運営委員会規程」の素案づくりは、理事会小委員会（理事会のもとに置かれた「多摩地区におけるオフキャンパス施設」建設に関する理事会小委員会・座長三宅邦彦常任理事）が平成四年三月二十九日と平成一四年四月一八日の二回に亘って審議した。その間、学内において、学長・学部長の意見も聴き、成案を得たものである。

五 什器備品の調達について

「炎の塔」は、国家試験合格を目指す者のための特別の勉学施設であるから、勉学環境としての机・椅子等什器・備品の調達にも、意を払ったところである。基本方針として、『炎の塔』を新しい革袋にするため、既存の学研連棟で使用していたものの転用はしないこととし、すべて新調することとした。

この点については大高満範先生（学研連「炎の塔」施設設備検討特別委員会委員長）を煩わし、机や書棚等の仕様について設計監理担当の（株）佐藤総合計画を中心に、管財部とユーザーである学研連等とのヒヤリングを重ね、意見・要望をとりまとめて頂いた。

机（木製・幅九〇糎・奥行き七五糎・高さ一三五糎）は、すべて情報コンセント付の特注品とし、椅子は、両肘掛けとした。学研連各研究室の書棚も松家里明先生のアイデアを採り入れた特注品とした。理事会小委員会は、平成一四年四月一八日開催の小委員会において、「炎の塔の什器・備品について」を審議し、（株）佐藤総合計画からの提案を承認し、納入業者の選定に当たっては、「門戸を広げ、より良いものを、より安く、より早く」の方針のもとに、コクヨ・ライオン・イトーキ等名だたる業者一二社を指定し、競争させることとした。業者見積もりの結果、納入業者の決定は、理事会小委員会座長に一任することとした。

「炎の塔」全体の什器備品の調達費用は、（株）佐藤総合計画の厳しい査定によっても一億円が想定されたが、結果的には、（株）三越が、八、五四二万五千円で納入することで決着した。

本件については、平成一四年四月二日開催の理事会に報告され、了承を得た。

六 内覧会の開催について

「炎の塔」竣工式の二日後、平成一四年七月一七日（水）午後三時から、「炎の塔」に実際に入居する学研連等諸団体の役員の方々・研究室の学生諸君に施設を見て頂く機会を設けた。

それぞれ自分達が入る研究室等を実見し、キャレル・ロッカーの配置、書棚の仕様等を確認し、引越し作業に備えて頂いた。

七 引越し作業について

学研連等の引越し作業については、学研連からの要望（平成一四・四・一五付学研連事務局長岡本隆史氏から引越し作業に関する要望書〔平成一四・四・一五付〕の提出あり。）を踏まえて、次のとおり、決定し、予定どおり完了した。

- ① 引越し作業に係る費用は、残置廃棄物の処理費用も合わせて大学が負担する。
- ② 引越し作業に係る労務は、専門業者（日通）に依頼する。
- ③ 引越し作業に係る「説明会」を平成一四年六月一二日（水）午後六時から弁護士会館五〇四号室で開催する。

④ 「炎の塔」の内覧会を平成一四年七月一七日（水）午後三時から開催する。

⑤ ダンボール等梱包資材を平成一四年七月二二日（月）に配布する。

⑥ 学研連等各種国家試験受験団体の引越しは、平成一四年七月三〇日（月）（予備日七月三一日）に行う（法職事務室・経理研究所事務室・通教は、七月二三日に引越し。）。

したがって、学研連等の学生諸君は、平成一四年七月三〇日（月）から使用を開始したことになる。

八 「炎の塔」の開設について

前述のような経過を辿り、更に、「炎の塔」が有効に活用されるための事前作業として、「炎の塔利用の手引き」や「炎の塔使用基準」を定めた。更には指導体制を刷新強化するため、多摩学生研究棟運営委員会の下に「現行司法試験対策特別委員会（委員長福田紀彦法学部教授）」並びに「ロースクール進学対策特別委員会（委員長廣瀬克臣法学部教授）」を設置した。

加えて、「炎の塔」を全般的に管理する主管部署として「法職事務室」を当てることとした。

そして、学研連・法職等の引越し作業も予定どおり、無事完了し、正式には、「炎の塔」の開設日は、平成一四年八月一日と定めた。

因みに、学研連等各団体の利用者登録数は、平成一五年二月現在、法職事務室の把握しているところによれば、別表のとおりである。

現在、総計八五九人の者が炎の塔を根城に司法試験、公認会計士試験及び国家公務員一種試験の合格を目指して勉学に励んでいる。四月新学年を迎え、更に、増加することになる。

会 名	登録者数	キヤレル数
外 交 研 究 会	二三	二〇
行 政 研 究 会	三七	三一
合 計	六〇	五一

会 名	登録者数	キヤレル数
経済研究所公認会計士試験用研究室	一〇一	一一〇
同 簿記会計試験用研究室	八二	九二
合 計	一八三	二〇二

会 名	登録者数	キヤレル数	会 名	登録者数	キヤレル数
王成会	四九	七〇	郁法会	二六	二九
真法会	八〇	七〇	法修会	一八	二〇
中桜会	五五	七〇	白鴻会	一九	二〇
正法会	五四	七〇	秀朋会	一八	二〇
瑞法会	三六	七〇	法友会	二四	一二
済美会	三四	七〇	商法研究会	二〇	一三
小 計	三〇八	四二〇	法職研究室	一八三	三〇〇
			小 計	三〇八	四一四
			合 計	六一六	八三四

九 「炎の塔」建設高額寄付者の銘板顕彰について

本学創立一二五周年記念事業寄付募金は、寄付者の意思を尊重することとし、「使途指定寄付」を前面に打ち出し、かつ、五万円以上寄付された方々は、全員キャンパス内の然るべき場所に銘板を設け、その名を刻み、功績を末永く讃えることとした。

更に、特定の施設建設のために、その使途を指定し、一〇〇万円以上寄付された方は、その建物に特別の銘板を設け、顕彰することとした。

因みに、「炎の塔」の建設財源として、予定した寄付金額一〇億五、〇〇〇万円に対し、本年二月末現在、「炎の塔」指定寄付申し込み額は、約六億七、六〇〇万円に達している。

そのうち、平成一四年一二月末までに一〇〇万円以上の高額な寄付をされた方々は、別表に掲げるとおりであり、「炎の塔」正面脇の壁面に特別の銘板を設け、ご芳名を刻み顕彰することとし、三月中旬までに完成予定である。今後は、毎年刻名が追加されることとなる。

なお、この銘板には、次に掲げる「炎の塔」の由来を刻み、その想いを永く後世に伝えることとした。

「炎の塔」由来

この研究棟は、本学創立一二五周年記念事業の一環であり、本学指定の国家試験受験を志す学生のための勉学の間として、弁護士岡田錫淵氏のご芳志を定礎基金とし、全国学員の協力により、建設されたものである。

学生諸君が、この棟に結集し、難関の国家試験の克服に向け、不動の決意のもと、炎のように燃える情熱をこめて当たられるよう、これをもって「炎の塔」と称することとした。

この棟の建設のための高額寄付者に対し、心から感謝し、その名を銘板に刻し、もって特別に顕彰するものである。

平成一四年七月吉日

学校法人中央大学

一〇「炎の塔」の中央大学における歴史的意義について

このことについて、小生、「中大法曹会創立五〇周年記念誌」に抽象的に記述したところである（同

誌二〇七頁参照）が、この機会に更に敷衍して、述べることとし、確認すべき点は、確認しておく必要があると思われる。

そもそも、中央大学における学研連各研究室の勉強部屋としての研究室獲得の事情は、今日の感覚から考えれば、甚だあやしいものである。

最も歴史の古い玉成会（昭和二年創立）の研究室獲得の事情は、「会長の天野徳也先生が大学内の一歩使用の許可を得て下さった。（「中大法曹会創立五〇周年記念誌」六六頁参照）」というものであり、真法会（昭和九年創立）の場合は、創立者の一人である坂本泰良氏（弁護士・中大教授・衆議院議員）の言によれば、空き部屋であった五三号室を警備に無断で使用し、まず、部屋の中に神棚を設け、「このように神様に詣でたように無我の心境で勉強するのだからあの部屋を貸してもらいたい。どうせ空いているではないか。」と主張し、この既成事実をもとに当時学生的身であった坂本泰良氏が時の片山義勝教授に直談判し、「正式に許可を得た。」とのことである（「真法会・特集号昭和四六・八・一発行二七〜二八頁参照」）。「正式に」の根拠は、片山義勝教授が当時常任理事の職にあったが故に思われる。おそらく他の学研連諸団体も同じような手順で有力教授の裁可を得て、事務局がこれを黙認し、研究室を確保したものであろう。

また、多摩移転に際しての所謂「学研連棟」の建設に関しても、確かに多摩校舎全体の建設計画には含まれており、その概要については、理事会・評議員会の議決承認を得てはいるものの、個別「学研連棟」各研究室の坪数や配置等詳細設計に関しては、当時の学研連各研究会を代表する少数の有力者と大

学側の常任理事とのいはば密室による協議によって、決定されたものである。

このような経緯に比較し、今次の「炎の塔」の建設は、学校法人中央大学が、その最高執行機関である理事会（平成一二・五・一六）において法人の経営指針たる「理事会基本方針」に「今後推進すべき改革」の項目の一つとして「実学重視の伝統を維持するための課外教育制度の改革—国家試験対応の各種講座の拡充—」を謳い、キャンパス整備計画の一環として「資格試験対応等の関連施設の整備」を定め、更に、学校法人中央大学の最高意思決定機関である評議員会（平成一一・三・一七）において、「炎の塔」の建設を織り込んだ創立一二五周年記念事業として承認可決されて実施されたものである。

そして、その過程において、「炎の塔」建設計画は、各学部教授会・職員部課長会議・教職各組合にも説明をし、了承を得たものである。つまり、「炎の塔」は、全学合意のもとに建設されたものである。更に、中央大学法曹会及び学研連についても、当初から参加を得て意見・要望等を聴取しながら合意を得て建設作業が進められたものである（学研連以外の受験団体に対しては、三宅常任理事が担当）。

加えて、「炎の塔」の管理運営の責任を負う「多摩学生研究棟運営委員会」の構成委員として中央大学法曹会と学研連の代表が加わることになった。

以上のことが中央大学及び学研連の歴史において何を意味するか。次の事柄が挙げられよう。

第一に、学校法人中央大学は、「炎の塔」に係る勉学環境を永続的に維持保全することについては、キャンパスの教室等其他の教育施設と同じく、責任を負うことである。かつての学研連棟のように「未公認団体だから」という理由で二〇年余の間、補修工事が殆ど為されなかったということは、許さ

れない。

第二に、中央大学法曹会及び学研連は、「炎の塔」の目標達成のために、大学と協力し、その管理運営の責任の一翼を担うということである。学校法人中央大学が管理する教育施設の管理運営に参画する団体として、中央大学法曹会と学研連は、公認されたのであるから、この点においても学研連は、「未公認団体だから」ということは、できなくなった。

第三に、「炎の塔」で勉学する学生は、「炎の塔」が司法試験・公認会計士試験・国家公務員試験一種試験合格を目指す学生のための特別の勉学施設として、全学合意のもとに建設されたものである以上、大学や一般学生の期待に応えて、国家試験に合格する（司法試験に限れば、将来は、ロースクールに合格すること。）という公的な責任を負ったことになる。この点の学生の自覚とか認識は、かつての学研連棟の学生が持つべき認識とは、質的に全く異なるものと考えるべきではないか。勿論、難関試験のことゆえ、こと志に反し、途中で方針転換を図ることは、あって然かるべきではあるが、学研連入室早々に受験勉強を放棄する場合は、「炎の塔」から退場すべきではないか。

このことは、学研連はじめその他の団体にも当てはまることであり、永い年月国家試験合格者を一人も出さない団体が「炎の塔」に安住することが認められるものなのか否か検討すべきことであろう。

当初、「炎の塔」に入居予定であった「緑法会」は、竣工直前に入居を辞退した。「緑法会」の将来を慮って、苦渋の決断をされた緑法会会長工藤達朗教授の想いを無にしてはならない。

一 おわりに

顧みれば、「炎の塔」の建設が現実性のある課題として、本学理事会で審議可決（「資格試験対応の関連施設（オフキャンパス）の整備」の一項目が明示された「二一世紀へ向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針」）されたのは、平成二年五月一七日であった。

この日から、「炎の塔」の開設日までの三年余の間、平成二年五月二六日付理事長に就任した阿部三郎理事長以下学内者が「炎の塔」建設のために真剣に取り組むことは、職責上当然なことであるが、松家里明先生・大高満範先生はじめ、法曹会・学研連の実に多くの方々が膨大な時間とエネルギーを費やされた。このことに対し、深甚なる感謝と満腔の敬意を表したい。

「炎の塔」の建設は、ひたすら母校を愛し、後輩を想い、かつ、犠牲的精神に満ちあふれた関係学員の力が無ければ、到底為し得なかった事業であって、これぞ正しく「魂のこもった建物」と称すべきである。

現在、「炎の塔」の日常的管理は、法職事務室が、主管している。

相沢明法職事務室事務室長は、「学生は、以前に増して勉強している。法職と学研連その他八団体と受験指導、施設利用等の協力体制を強固なものにし、なお一層国家試験合格者の増加に努めたい。」と抱負を述べていることを紹介する次第である。

高額の寄付者芳名（五十音順・敬称略）

平成一二年

岡田 錫淵

平成一三年

阿部 三郎 市橋 千鶴子 北村 敬子 北村 忠彦 小林 孝二郎

多田 武 田中 絃三 中津 靖夫 濱田 惟道 堀合 辰夫

松家 里明 松崎 勝一 三宅 邦彦 宮下 博文 柳澤 義信

平成一四年

青木 一男 赤井 文彌 浅野 秀樹 浅見 昭一 阿部 鋼

新井 嘉昭 安西 愈 安藤 良一 李 明植 飯田 数美

石井 嘉夫 石黒 重徳 石渡 光一 出雲 敏夫 稲田 寛

中村武照	津田禎三	田中愼介	高橋伸二	鈴木雅子	須崎市郎	志邨守夫	志倉朋二	佐伯弘	小池金市	岸巖	川島正夫	郭明德	小川惠久	大谷隼夫	上谷良憲	猪股喜藏
奈良道博	堤克彦	田宮甫	高橋勉	鈴木正貢	鈴木喜三郎	白井典子	設樂敏男	酒井伸夫	古賀忠夫	木戸弘	川村親慶	加藤達夫	荻原靜夫	大塚實	遠藤和夫	今井健夫
丹羽健介	寺井一弘	張鍾彰	瀧野秀雄	千賀修一	鈴木康洋	白井正明	信部高雄	榊原卓郎	小林弘卓	儀間紀善	川村延彦	加藤義明	奥野善彦	大西保	及川昭二	岩崎光太郎
根岸清一	栃木敏明	趙在衡	竹村照雄	高城俊郎	鈴木繁次	菅沼隆志	島内保夫	笹浪恒弘	小谷田忠良	久野盈雄	菅重夫	金澤恭男	小竹耕	大橋健人	大井勅紀	岩瀬外嗣雄
野宮利雄	中津川彰	月山桂	田中茂	高谷圭一	鈴木木誠	杉井静子	島田一彦	佐藤義行	紺野稔	久保田昭夫	木川統一郎	神谷咸吉郎	落合長治	小川休衛	大高満範	岩本孝治

萩尾孝至	林勘市	原陽三郎	伴昭彦	日野久三郎
平川忠雄	廣瀬正夫	深澤隆之	深澤守	藤本義幸
間瀬俊道	松浦治	松林詔八	三浦嘉治	三和一博
村下憲司	元木徹	森田洲右	守田利弘	安原正之
矢田次男	山岸憲司	山崎源三	山崎司平	山近道宣
山本孝宏	山本隆幸	湯川久子	横溝高至	吉原淳治
若林秀雄	渡部裕亘	匿名二名		

大木建設株式会社（代表取締役社長 野澤義勝）
 鹿島建設株式会社（代表取締役社長 梅田貞夫）

中央大学多摩学生研究棟 「炎の棟」の現況



学校法人中央大学現行司法試験対策特別委員長
中央大学法学部教授

福原紀彦

中央大学では、法科大学院の開設準備と法学部改革が具体的かつ急速に進められていますが、その制度変革に対応するため、昨年八月の多摩学生研究棟（いわゆる「炎の棟」）の完成とともに法職講座運営委員会が改組され、新設の中央大学多摩学生研究棟運営委員会のもとに、現行司法試験対策特別委員会と法科大学院進学対策特別委員会とが設置されて、学生への指導体制が整えられました。学研連等の各研究室と法職研究室とは、これまでも、都心に所在する法職市ヶ谷研究室や法職公開答練の運営・利用等において協調・協同の関係を有しておりましたが、多摩キャンパスで別棟に所在していた法職多摩研究室および学研連等の各研究室が炎の棟の一つ屋根の下に同居したことで、過去の様々な経緯を越え、法曹を志す学生への指導体制を協調・協同していっそう充実させる施設と機会を有することになりました。

た。

いうまでもなく、「炎の棟」は諸先輩の熱き思いを込めた御支援と御援助の賜であり、その熱き思いに応えて、法人側の並々ならぬ支援のもとに、学生・指導陣および事務室の奮闘により、昨秋には中央大学の現行司法試験合格実績が大幅に上昇致しました。その勢いをさらに発展させるべく、現在、「炎の棟」では、八七八名（うち約二〇〇名は経理研究所関係）の学生が研究室の学習席を利用し研鑽に励んでいます。また、従来から法職講座が提供しております各種企画（基礎講座、重要論点講座、夏期集中基礎講座、重要論点講座、基礎ゼミ、答案の書き方ゼミ、特別集中講座等）が、「炎の棟」に完備されたゼミ教室を中心に数多く展開しており、ここでは、大学の教授陣、若手法曹、受験相談員や講座講師たる中堅法曹、および、昨秋の合格者のなかから委嘱した専任指導員四一名（多摩一五名・市ヶ谷二六名）が精力的な指導にあたっています。とくに多摩研究室の室員は、毎年実施される入室試験により定席利用の許可とゼミ等の一定企画への参加資格が付与されており、これに学研連等の各研究室に所属している者で成績優秀な者がその参加資格を得て、一定のレベルを維持した切磋琢磨の学習環境が用意されています。法曹養成制度が改まる過渡期を迎えますが、現行司法試験対策に加えて法科大学院進学対策の各種指導企画が検討され、現行司法試験に臨む者だけでなく、法科大学院入学試験に臨む者にも適切な学習環境と指導体制が整って参りました（他方、都心キャンパスに所在する法職市ヶ谷研究室では、短答式試験合格相当以上の実力を有する受験生が集い、現行司法試験最終合格を目指して、高いレベルでの学習指導が実施されています）。

中央大学の学生や卒業生が水道橋の旧校舎を利用してベニヤ板仕切の勉強机にて猛勉強に励んでいた頃に較べると、多摩キャンパスへの研究室移転を経て、現代的な新施設での研究室が完備された今日の様相を見るにつけ、学習の環境やスタイルに隔世の感を禁じ得ませんが、そこには常に、先輩の勇姿に憧れ、先輩の後ろ姿に導かれて机に向かう学生達が中央大学の伝統を継承し続けているように思われます。

日本の法曹と英国のバリスタとは歴史的背景と制度的基盤が異なりますから、牽強付会の誹りを免れないことを承知して申し上げるならば、バリスタの法律専門家としての歴史的な存立基盤であるインズ・オフ・コート（Inns of Court）の伝統は、英吉利法律学校を介して、中央大学の学研連等の各会の研究室および法職研究室の伝統にも引き継がれているように思われてなりません。インが果たす機能は、建物の所有と管理、バリスタおよびその志望学生のための図書室と談話室の提供、構成員への昼食とディナーの提供、バリスタ志望の所属学生への奨学金および奨励金の付与、週末の会合での模擬法廷・講演・実務演習による学生および若年バリスタの訓練等であったといわれています。この伝統的法律家団体は、近代的そして現代的な法曹養成制度改革のなかで、変容を遂げつつも、重要な地位を保ち続けています。こうした例えを持ち出すまでもなく、中央大学に入学した多くの学生が抱えている法曹への憧れが希望あるものとなり、確固とした職業選択の志に高められて、現行司法試験の合格、あるいは、法科大学院への進学と新司法試験合格、そして司法修習という長き研鑽のプロセスに結びつくためには、先輩の法曹に接し、先輩から励ましと薫陶を授かることが不可欠です。そして、今まさに、中央大学の伝統の継承と新たな

創造の拠点として、「炎の棟」があるように思われます。また、「炎の棟」に結集された諸先輩の熱き思いが、今後は法科大学院に学ぶ学生達へも、引き継がれていくことを願っております。

ここに、「炎の棟」で研鑽に励む学生および関係教職員を代表し、中央大学法曹会の諸先生から賜っております御指導と御支援に対し、あらためて心から感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御厚誼を賜りますようお願い申し上げます、以上、「炎の棟」の意義を再確認させて戴き、その現況報告までとさせていただきます。

「炎の塔」と法科大学院



中央大学学術研究団体連合会委員長

鈴木 正 貢

一 はじめに

中央大学法学部を卒業して四十四年が経過した。今や司法制度の大改革が法曹界の内外において猛スピードで進行中である。

その司法制度改革の中でも、法曹養成制度はこれからどのように変わっていくのであろうか。その改革を迎える法曹養成制度との関連で大学法学部或いは新設される法科大学院で、これから法曹になるうとする者に対してはどのような教育がなされるべきなのか。司法試験はどう変わって行くのか。法曹養成制度改革の全貌が明らかにならないまま、立法化され、平成十六年から法科大学院がスタートする。

そんな中であって、我が中央大学多摩キャンパス学生研究棟「炎の塔」の建設が昨年完了した（建設

の経過等については、平成十三年九月二五日発行の中央大学法曹会創立五十周年記念誌（中大法曹第九号）の大高満範氏、三宅邦彦氏の論稿を参照されたい。昭和五十三年中央大学が多摩キャンパスに移ってから懸案であった「学研連棟」の勉強環境の改善問題については「炎の塔」が完成し、一応の解答が出された。私は、計らずも平成十四年度の学研連委員長を拝命し、学研連としても、この「炎の塔」における学生の教育・指導と新たにスタートする法科大学院における学生の教育・指導とをどう結びつけて行くべきかという問題を早速検討してみなくてはならないと思った。しかしながら、昨年七月十日の第三回学研連委員会において中央大学における法科大学院の準備状況について石川敏行教授からお話を伺った他は、この問題について委員会での実質的検討は未だなされていない。

学研連出身の先輩法曹の中には「法科の中央の名を高らしめた学研連の使命はもう終わった」と言う人も居られて、「炎の塔」の活性化問題は、難問中の難問なのである。従って、これから述べることは正直なところ、こうあって欲しいという私個人の希望の域を出ないものである。それでも新しくできる法曹養成制度をより良いものにしようという気持ちは人一倍あるつもりなので非力も省みず私の考えを述べてみたい。

特に今回の「炎の塔」という研究棟の建設については、先輩である正法会会長であられた故岡田錫淵先生の熱意と多額の御寄付が縁で完成をみたということでもあり、後輩の一人として先生の尊い御意志に少しでも報いたいという気持ちから、私の考えを述べることにする。

二 古い器に新しい酒を

(一) 学生研究棟である「炎の塔」が出来た端的な理由は、国家試験、特に司法試験に強い中央大学の再現を期待することにあつた事は間違いない。このことは、歴代学研連委員長から大学と当局に対して、何回となく「中央大学出身司法試験合格者の低減化防止策としての学研連のための新研究棟建設の要望書」が提出されたことや、平成十一年五月の中央大学の理事会に於いて可決された「総合的な改革に関する理事会基本方針」の中に「資格試験対応の関連施設（オフキャンパス）の整備」が加えられたことから明らかである。しかし、昨今の司法制度の大改革が実現されるに及んで、単なる司法試験合格者を増加させるという目的のみでは、学生研究棟の存在価値を説明できなくなったというべきである。特に、法科大学院が出来て、新司法試験になるのであるから、「炎の塔」で学ぶ学生の教育・指導もそれらを踏まえたものでなければならぬ。その意味するところは何であらうか。

(二) まず、将来の法曹職につく為には、法科大学院に入らなければならない。そのためには当然入学試験があるはずであるから、それに合格する為の教育・指導がある。主として、大学の法学部の卒業生・在学生を対象とするものである。

(三) 次に、法科大学院に入学を許された者に対する新司法試験の受験指導である。法科大学院の進

級・卒業試験の合格も新司法試験受験の前提になると思われるので、当然に指導の対象に含まれる。そもそもこの新司法試験は法科大学院の卒業者の約八割は合格できるように準備されるものであるから、法科大学院に在籍中の学習指導が中心となるが、受験指導としては法科大学院の卒業試験に力点がおかれるものと思われる。従って、法科大学院の教授による教育・指導の他に如何なる分野で研究室員を教育・指導が出来るのか疑問なしとしないが、この場合、法科大学院における各自の学習を時々先輩の講話に触れながら、環境の整ったこの研究棟で行うことに意味があると考えるべきかも知れない。勿論、司法試験を受ける直前の受験指導は当然このカテゴリーの教育・指導に入ると思われる。

(四) ここで忘れてならないのが、これまで司法試験を受験しながら合格できなかった受験生に対する教育・指導を行うことである。これまで学研連あるいは法職課程で行って来た受験指導の締め括りを責任を持ってしなければならないということである。言わば滞貨の一掃作業ということになる。しかしこの分野は所謂司法試験の受験予備校の独壇場ではあるが、これまで御苦労をなされてきた研究室の指導員の先生方に、ここで最後の猛奮張りをお願いし、司法試験浪人という古い酒をきれいに飲み干したいものである。

(五) 新しくできる法科大学院は多数の実務家教員を必要とするが、是非共意識して学研連あるいは法職課程で学んだ法曹の中からこれら実務家教員を選ぶような制度を作るべきである。将来は、法科大学院の卒業生全体の中からこれら実務家教員を選任出来るであろうが、法科大学院の卒業

生である法曹が充分な経験を積むに至まで（これから約十五年から二十年の間）、学研連或いは法職課程の出身者で法曹界（広い意味での）で活躍している者の中から法科大学院の教官候補者を選ぶ制度を作れば、「炎の塔」で学ぶ学生にとっても、また「炎の塔」をサポートする学研連出身の先輩法曹にとっても「炎の塔」の存在が魅力あるものになるに違いない。

三 「炎の塔」への期待

（一） 残後に、学研連出身の一人の先輩弁護士として、私が研究室在籍中（昭和三十三年から三十八年）に夢見た「これからの法律家像」について述べさせていただき、そのような法律家になろうとする私の当時の価値観を共有できる、つまり現状に甘んじることなく、常にルール・オブ・ローを社会の隅々まで普遍化してゆく使命感を持った法律家を希望する若き学生を育む場としての研究棟になれば、との願いを込めて述べてみたい。

（二） 眉毛を剃り落としてまで（外出できないように）法律書を読み、研究室の押し入れに蒲団を持ち込んでそこに寝泊りし、時間を惜しんで勉強に打ち込む。私が入室した当時は、そのような先輩の研究室員がゴロゴロしていた。何の為に、普通の大学生の生活を犠牲にして、そこまで勉強するのか。そこまでして法曹になる魅力はあるのか。当時の司法試験は、合格することが超難関であるが故に、或いはごく少数の者しか合格し（させ）ないが故に貴いという面が確かにあった

と思う。

特に中央大学における学研連所属の研究室に入るということは、司法試験合格が半分保証されたに等しいという見方が一般的であった。従って、司法試験に合格する為には中央大学の法学部に入学すること。しかも、多くの司法試験合格者を輩出したことによって「法科の中央大学」の名声を高らしめた学研連の研究室に入ること自体が、学生にとって充分魅力のあることであった。しかし、私は今から四十五年前の当時にあっても、司法試験に合格することが最終目的のようないな勉強環境（研究室及び大学）には大変な違和感を覚えたものである。当時の受験生には司法試験に合格し、司法修習を終了してから後の法律家としての具体的なビジョンがほとんど存在しなかった。せいぜい、これまでの伝統的な判・検事、弁護士のみを希望するの止まるものであり、弁護士は訴訟弁護士から一步も出るものではなかった。それでも当時は、就職難や小さい司法の中の少数エリートとしての存在が認められる時代であったから、どうしても法律家として新しい職域を開拓して行かなければならないというような意識はほとんどなかった。このような状況に何故私は違和感を持ったのであろうか。

(三) 研究室に入室を許されて、法曹職に進むことが具体的になるに従って、まずもう一方の自由業である医業と比較したことである。医業は全て自自然人である個人を相手とするが、国民の一〇〇％に対して医療サービスを提供する。それと比較し、弁護士その他の法曹が対象とするのはごくごく少数の個人（ほとんどの普通に暮らしている人々は、一生の間一度も弁護士さんの世話にはな

らない)でしかない。勿論、弁護士は個人の他に企業等の法人に対してもリーガルサービスを提供するが、当時は企業に対する弁護士によるリーガルサービスは例外的なものとして扱われていたし、一流企業の取締役に就任することも原則禁止されていた。医者と比較して弁護士による活動範囲が余りにも狭いことに對する反発である。

次に海外の法律家、特に米国の弁護士の広範囲な活動状況を垣間見ることがあったことよる。忘れもしない、昭和三十四年、日本評論社から出ていた「法学セミナー」に、当時神戸大学の教授であった早川武夫先生の執筆になる外書購読の連載記事があり、米国におけるロースクール(法科大学院)での授業の様子がビビッドに書かれてあった。その中に出てくる法律家は単なる法律条文の解釈の専門家ではなく、経済学、文学、社会学、その他の諸科学の専門家でもあり、社会の色々な分野に於いてルール・オブ・ローを実践できる法律家であった。米国の法律家の広範な活動に比べ、異常に難しい試験を課し、高額の家予算を使って養成された日本の法曹の為すべき仕事はこのままで良いのだろうか。もっと多方面に亘り役に立つ法律家であればならないのではないだろうか。つくづくそう思った。

(四) 勿論、その様な多方面に亘り役に立つ法律家の養成と言っても、まず学生は法科大学院の入学及び卒業試験に合格し、司法試験に合格して司法研修所の二回試験に合格しなければならない。ただ、ここで強調したいことは、研究棟の機能として、これら各試験の受験指導に終始してはならないことである。それ以上のものを付加しなければ「炎の塔」に新酒を入れた事にはな

らないのである。特にこれからは新しく毎年最低三千人以上の法曹資格者が増え、各法科大学院間の競争が激しくなることが予想されるので、これまでの司法試験合格者数の競争ではなくなる。これからの競争は、各法科大学院が如何にこれからの法曹としての実力を備えた、多方面に活躍できる法律家の卵を排出できるかにある。そこで中央大学としては、多方面で活躍中の先輩法曹を「炎の塔」に結集して、如何にして学生に対し受験指導以上の教育・指導が出来るかを真剣に検討しなければならない。

このことが我々中央大学法曹に課された最大の課題である。

公認会計士試験への取り組み



中央大学経理研究所前所長

渡 部 裕 亘

昨年、多摩学生研究棟（炎の塔）が完成し、多くの国家試験を目指す学生が日夜勉強に勤しんでおります。共通の目標を持ったものが一堂に会し、研鑽に打ち込んでいる姿を見るにつけ、この炎の塔の建設を強力に推進された松家里明先生には感謝の念を禁じえません。この度、その松家先生から公認会計士試験への取り組みについて寄稿せよとのご依頼をうけ、経理研究所所長を昨年十月末に退任した身ではありますが、経理研究所として公認会計士試験にどのように取り組み、また今後どのようにしようとしているのかを概説し、その責を果たしたいと存じます。

ご承知のように、昨年（平成一四年度）は本学全体で公認会計士第二次試験合格者を九四名（うち経理研究所関係者七二名）輩出しました。これは、本学の歴史上最多（平成一三年度は五九名）で、全国では第三位でした。この成果が評価されたのか、日本経済新聞（平成一四年二月二十八日朝刊）や

Yomiuri Weekly (二月九日号)で中大復活と喧伝されました。確かに、永かった大学紛争とその後の多摩移転によってそれまで圧倒的に優勢であった地位から転落し、永く雌伏せざるをえない状況でした。経理研究所もかつて会計のメッカと謳われ、全国から多くの受験者が押し寄せて活況を呈していたにもかかわらず、同じ理由で漸次衰退を余儀なくされ、公認会計士試験に関しては多摩校舎で本学の学生を対象とした講座を開設するに止まらざるをえませんでした。しかも、公認会計士を目指す学生の多くは都心の専門学校へ流れ、大学の正規の授業と両立しない、いわゆるダブル・スクールの弊害が目立つようになっておりました。そうした状況から、経理研究所の再建が強く望まれるようになったのでありますが、めぐり合せて小生が所長の大任を引き受けることとなりました。

経理研究所の再建の方途として、私どもが掲げた目標は次の二つでした。まず第一は、学外に流れている学生を大学に呼び戻し、正規の授業と両立させること、そのためには講座の内容を充実させ、合格者(特に在学生)を増加させること、合格者を増加させるには受験者層の拡大を図ること、第二は、第一の目標を実現するための財政的基盤を強固にすること(ちなみに、経理研究所は創設以来独立採算制をとっており、引き受けたときは慢性的赤字でした。独立採算制であるがゆえに、機動的で独自の運営が可能である点に特徴があります)。第一の目標実現のために、特に一年生を対象とした簿記会計講座を充実させ、公認会計士試験挑戦のモチベーションを高めることからはじめた。その結果、当初一五〇名足らずであったのが、現在は五〇〇名を超える学生が受講しています。簿記会計講座を修了したものは、公認会計士講座に収容し、能力に応じた指導を行ない(特に優秀なものを特別研究生として特訓し、

逆に成績の劣るものは補習講座でフォローしてやる、出来れば在学中に合格させる。まだ、十分に目標をクリアーしているとはいえませんが、昨年は三・四年生あわせて二〇名の合格者を出し、全国の学生合格者（一八八名）に占める割合は一〇％強にまでなってきました。

こうした多様な講座の運営は、大学教員が片手間に出来るものでは決してなく、講座の趣旨をよく理解した専属の指導スタッフが不可欠であります。幸い、公認会計士として活躍していた小島一富士君が協力してくれることになり、順次増員し現在は五名の専任講師を抱えています。昨年の成果もこれらスタッフの献身的な努力の賜物です。専任スタッフを抱えるためには、当然のことながら多大の経済的負担が必要になります。そのため、経済的基盤の強化を図らねばならなかったのですが、経理研究所自前の講座である簿記会計講座を充実させて財源の蓄積に努めるとともに、大学からの補助とあわせ現在のところ運営には支障はありません。しかし、専任スタッフの増員等とるべき施策が山積している現状を考慮するとき、大学からの援助がこれからは一層不可欠になると予想されます。

ところで、米国のエンロン事件に端を発した会計不正を契機として、わが国でも現在、公認会計士制度の抜本的改正が図られています。その一環として、公認会計士試験の大幅改正が行なわれようとしています。従来、第三次試験まであったものを公認会計士試験一本とし、試験科目も証券取引法、財務論等を取り入れるなど大幅に改正される見込みであります。本学としては、従来の試験制度で復活の兆しが見えてきた矢先の改正で、残念ではありますが、新制度の影響はどの大学も共通であるとすれば、これを奇貨として指導の充実を図れば、かつての栄光を取り戻せるはずで、経理研究所としても目下現

所長・副所長、事務スタッフ、専任講師を中心に新制度への取り組みが検討されています。その成果を大いに期待したい所です。

司法試験・公認会計士試験ともに現在大きな転換期を迎えておりますが、かつて両試験で勝ち得た本学の名声を取り戻す好機でもあります。とくに、司法試験においてはロー・スクールの成否が、公認会計士試験では新制度へのいち早い取り組みが決定的に重要であります。そのためには、大学当局、教職員、学生および学員が一致協力していかなければなりません。私どもも全面的に協力する所存ではあります。公認会計士試験にも応分のご理解を頂ければ幸いです。

